

政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議の開催について

平成 26 年 3 月 31 日
関係省庁等申合せ

1. 「政府調達手続に関する運用指針」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ) 16.、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ) V I I. 及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ) I X. に基づき、これらの申合せのレビュー及びフォローアップを行うため、政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議(以下「自主的レビュー等会議」という。)を開催する。
2. 自主的レビュー等会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)

構成員 衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局監査課長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
警察庁長官官房会計課長
金融庁総務企画局総務課長
消費者庁総務課長
復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省経理装備局装備政策課長

3. 自主的レビュー等会議の庶務は、内閣府、外務省及び財務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各号に定めるもののほか、自主的レビュー等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

本申合せは、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が我が国について効力を生ずる日から実施する。